

北海道営住宅条例施行規則

平成9年4月3日
規則第42号

改正	平成10年1月30日規則第3号 平成10年7月31日規則第117号 平成10年9月18日規則第129号 平成10年12月1日規則第148号 平成11年7月9日規則第86号 平成11年12月28日規則第138号 平成12年12月26日規則第288号 平成14年3月29日規則第55号 平成15年4月30日規則第63号 平成15年12月26日規則第132号 平成16年3月31日規則第82号 平成17年3月31日規則第51号 平成17年10月28日規則第128号 平成18年3月31日規則第50号 平成18年12月22日規則第169号 平成19年6月29日規則第70号 平成20年3月18日規則第12号 平成20年4月30日規則第69号 平成20年8月29日規則第86号 平成21年1月30日規則第5号 平成21年10月30日規則第92号 平成22年3月24日規則第17号 平成22年3月31日規則第45号 平成23年3月8日規則第6号 平成23年8月26日規則第57号 平成24年4月27日規則第60号 平成25年3月29日規則第51号 平成26年3月28日規則第37号 平成26年9月30日規則第70号 平成27年3月24日規則第29号 平成28年3月1日規則第7号 平成28年3月31日規則第40号 平成29年3月24日規則第22号 平成31年3月29日規則第33号 令和3年3月26日規則第22号	平成10年3月24日規則第22号 平成10年8月25日規則第122号 平成10年10月13日規則第134号 平成11年1月29日規則第11号 平成11年9月14日規則第110号 平成12年3月28日規則第81号 平成13年4月3日規則第73号 平成15年4月1日規則第51号 平成15年10月10日規則第113号 平成16年2月27日規則第10号 平成17年1月25日規則第1号 平成17年9月30日規則第104号 平成18年1月31日規則第3号 平成18年3月31日規則第66号 平成19年3月30日規則第43号 平成19年12月21日規則第117号 平成20年4月8日規則第67号 平成20年7月1日規則第76号 平成20年11月18日規則第104号 平成21年3月13日規則第13号 平成22年1月8日規則第2号 平成22年3月31日規則第43号 平成23年1月28日規則第1号 平成23年5月31日規則第31号 平成24年3月30日規則第42号 平成24年10月5日規則第78号 平成25年11月29日規則第80号 平成26年8月26日規則第66号 平成27年2月13日規則第8号 平成28年2月9日規則第1号 平成28年3月22日規則第21号 平成29年2月3日規則第5号 平成30年3月30日規則第23号 令和2年3月31日規則第63号
----	--	---

北海道営住宅条例施行規則をここに公布する。

北海道営住宅条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道営住宅条例（平成9年北海道条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合振興局長等への委任)

第2条 条例の施行に関する事務は、この規則に特別の定めがあるもの及び次に掲げるものを除くほか、総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に委任する。

- (1) 道営住宅等の修繕のうち、知事が必要と認めるものに関する事。
- (2) 議会の議決を必要とする事項に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項に関する事。

一部改正〔平成22年規則45号・23年31号〕

(条例第2条第4号に規定する規則で定める寡婦)

第3条 条例第2条第4号の規則で定めるこれに準ずる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の生死が明らかでない女子
- (2) 配偶者から遺棄されている女子
- (3) 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない女子
- (4) 配偶者が精神又は身体の障害により労働能力を失い、かつ、長期にわたって入院している女子
- (5) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子
- (6) 婚姻(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下この号、第8条の表第2号及び第8条の2第8号において同じ。)によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの

一部改正〔平成12年規則81号・20年12号・26年37号・70号〕

(道営住宅等の設置)

第4条 条例第3条第2項の道営住宅等の名称、位置、戸数等は、別表第1のとおりとする。

(公募の方法等)

第5条 条例第4条(条例第54条において準用する場合を含む。)の公募は、新聞、ラジオ、テレビジョン、インターネット、掲示等による方法のうち、2以上の方法により行うものとする。

2 前項の方法により公募を行うときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 道営住宅の名称、所在地、戸数、間取り及び家賃
- (2) 入居者資格
- (3) 申込期日
- (4) その他必要な事項

一部改正〔平成18年規則169号〕

(道公営住宅の入居者資格)

第5条の2 条例第6条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のアからウまでに掲げる障害の種類に応じ当該アからウまでに定める程度であるもの
ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
イ 精神障害(知的障害を除く。次条第1号ア(イ)において同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号。以下この号において「平成25年改正法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の

円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の規定により行われる支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第3項の規定により行われる支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の規定により行われる支援給付を含む。第23条の2において「支援給付」という。)を受けている者

- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号及び第8条の2第12号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。第8条の2第12号アにおいて同じ。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。第8条の2第12号アにおいて同じ。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。第8条の2第12号イにおいて同じ。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

追加〔平成24年規則42号〕、一部改正〔平成25年規則80号・26年70号〕

第5条の3 条例第6条第2号アの規則で定める場合は、次の各号（札幌市に所在する道公営住宅にあっては、第4号から第7号までを除く。）のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 入居者又は同居者に次のア又はイのいずれかに該当する者がある場合
 - ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次の(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ当該(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの
 - (ア) 身体障害 前条第2号アに規定する程度
 - (イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
 - (ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度
 - イ 前条第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者
- (2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- (4) 同居者に小学校に在学する者（義務教育学校の前期課程に在学する者及び特別支援学校の小学部に在学する者を含む。第8条の表第4号及び第8条の2第9号イにおいて同じ。）がある場合
- (5) 同居者に18歳未満の者が3名以上ある場合
- (6) 入居者及び同居者であるその配偶者（婚姻の予約者を含む。）の年齢の合計が70歳以下であって、その婚姻の届出の日（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は、その同居を開始した日。以下同じ。）から2年を経過していない場合。
- (7) 入居者又は入居者の道公営住宅への入居と同時に同居を開始する者に道外から移住する者がある場合（当該入居の日から起算して3年を経過した場合を除く。）

追加〔平成24年規則42号〕、一部改正〔平成26年規則37号・28年7号・28年40号〕

（入居の申込み）

第6条 条例第8条第1項（条例第50条及び第54条において準用する場合を含む。）の入居の申込みは、別記第1号様式の入居申込書を総合振興局長等（条例第63条の規定により指定管理者に道営住宅等の管理を行わせることとしたときは、当該指定管理者が行う業務に関しては、当該指定管理者。以下同じ。）に提出してしなければならない。

2 前項の規定による入居申込書の提出は、道営住宅に入居しようとする者が総合振興局長等の指定する場所に持参して行わなければならない。ただし、その者が入居しようとする道営住宅

の所在する総合振興局又は振興局の所管区域（市の区域を含む。）に居住していないときその他の入居申込書を持参することが困難な事情があるときは、郵送その他の方法により行うことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項の入居の申込みは、電子情報処理組織（北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して行うことができる。この場合において、当該電子情報処理組織の使用については、同条例第3条及び北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）第4条の規定の例による。

4 道営住宅に入居しようとする者は、1度の公募に複数の入居の申込みをすることはできない。

5 総合振興局長等は、条例第8条第2項又は第8条の2第1項の規定により道公営住宅の入居者を決定しようとするときは、入居申込者に対し、次に掲げる書面を提出させることができる。

(1) 入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする者が親族であることを証する書面
(2) 入居申込者及び当該入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族の所得を証する書面

(3) 入居申込者及び当該入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族に係る別記第1号様式の2の同意書（知事が別に定める者に係るものを除く。）

(4) 第8条の表右欄に掲げる要件を具備することを証する書面（条例第9条第3項の規定による選考をしようとする場合に限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、総合振興局長等が必要と認める書面

6 条例第9条第4項の規定による当選率の引上げを受けようとする入居申込者は、総合振興局長等に対し第8条の2各号（札幌市に所在する道公営住宅にあつては、第9号イ及び第14号から第16号までを除く。）のいずれかに該当することを証する書面を提出しなければならない。

一部改正〔平成17年規則128号・19年117号・22年45号・26年37号・27年8号・28年7号〕

（入居決定者への通知）

第7条 条例第8条第3項（条例第50条及び第54条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、別記第2号様式（条例第8条の2第1項の規定による決定（以下「期限付入居決定」という。）に係るものにあつては、別記第2号様式の2）によるものとする。

一部改正〔平成18年規則169号〕

（期限付入居決定に係る入居期限）

第7条の2 条例第8条の2第1項に規定する入居期限は、現に同居し、又は同居しようとする小学校就学の始期に達するまでの者（該当する者が2人以上あるときは、そのうち年齢が最も高い者）が12歳に達することとなる日の属する年度の末日とする。

追加〔平成18年規則169号〕

（入居期限前の明渡しの申出）

第7条の3 条例第8条の2第2項ただし書の申出は、別記第2号様式の3の申出書を総合振興局長等に提出してしなければならない。

追加〔平成18年規則169号〕、一部改正〔平成22年規則45号〕

（期限付入居決定に関する説明）

第7条の4 条例第8条の2第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）の説明は、別記第2号様式の4の説明書を交付して行うものとする。

2 条例第8条の2第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の書面は、別記第2号様式の5の承諾書によるものとする。

追加〔平成18年規則169号〕

（入居期限の延長）

第7条の5 条例第8条の2第6項の規則で定める事情は、期限付入居決定を受けた入居者が次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 条例第6条第2号に掲げる条件を具備していること。

(2) 条例第38条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

(3) 入居期限が到来する日において、同居者に12歳に達していない者があること。

2 条例第8条の2第6項の申出は、入居期限が到来する日の30日前までに、知事が別に定める

書面を添えて、別記第2号様式の6の申出書を総合振興局長等に提出してしなければならない。ただし、入居期限が到来する日の30日前の日後において、子の出生等により同項の規則で定める事情が生じたときは、入居期限が到来する日までの間、当該申出書を総合振興局長等に提出することができる。

3 条例第8条の2第6項の規定による延長後の入居期限は、現に付されている入居期限が到来する日において期限付入居決定を受けた者と同居している12歳に達していない者（該当する者が2人以上あるときは、そのうち年齢が最も高い者）が12歳に達することとなる日の属する年度の末日とする。

4 総合振興局長等は、条例第8条の2第6項の規定により入居期限を延長したときは、同項の申出をした者に別記第2号様式の7により通知するものとする。

追加〔平成18年規則169号〕、一部改正〔平成22年規則45号〕

（特定目的住宅）

第8条 条例第9条第3項の規則で定める特定目的のための道公営住宅は、次の表の左欄に掲げる特定目的住宅とし、その住宅に優先して選考するための要件は、同表左欄に掲げる特定目的住宅の区分に応じ当該右欄に掲げる要件とする。

特定目的住宅	要件
1 高齢者等世帯向け住宅	次のいずれかに該当すること。 ア 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者であること。 イ 入居者又は同居者のいずれかが60歳以上の者であり、かつ、同居者が入居者の配偶者のみであること又は同居者が入居者の配偶者及び18歳未満の者のみであること。 ウ 第5条の3第1号に該当すること。
2 母子世帯及び父子世帯向け住宅	入居者が次のいずれかに該当し、かつ、同居者に現に扶養している20歳未満の子がいること。 ア 寡婦 イ 配偶者と死別し、又は離別した男子であって現に婚姻をしていないもの ウ 配偶者の生死が明らかでない男子 エ 配偶者から遺棄されている男子 オ 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない男子 カ 配偶者が精神又は身体の障害により労働能力を失い、かつ、長期にわたって入院している男子 キ 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない男子 ク 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの
3 大家族世帯向け住宅	同居者が4名以上いること又は18歳未満の同居者が3名以上いること。
4 小学生以下同居世帯向け住宅	同居者に小学校就学の始期に達するまでの者又は小学校に在学する者がいること。
5 多子世帯向け住宅	18歳未満の同居者が3名以上いること。
6 新婚世帯向け住宅	入居者及び同居者であるその配偶者（婚姻の予約者を含む。）の年齢の合計が70歳以下であって、その婚姻の届出の日から2年を経過していないこと。
7 転入世帯向け住宅	入居者又は同居者に道内の他の市町村から転入する者がいること。
8 移住世帯向け住宅	入居者又は同居者に道外から移住する者がいること。

9 東日本大震災避難世帯向け住宅	入居者又は同居者に東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により道内へ避難している者がいること。
10 その他の特定目的住宅	前各号に掲げる要件に準ずると知事が認めるもの

一部改正〔平成12年規則81号・15年113号・18年169号・24年42号・26年37号・70号・27年8号・28年7号・29年5号〕

（特に居住の安定を図る必要がある者）

第8条の2 条例第9条第4項の規則で定める者は、次の各号（札幌市に所在する道公営住宅にあっては、第15号及び第16号を除く。）のいずれかに該当する者とする。

- (1) 60歳以上の者でアからエまでのいずれかに該当するもの
 - ア 現に同居し、又は同居しようとする者のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者であること。
 - イ 現に同居し、又は同居しようとする者が配偶者のみであること。
 - ウ 現に同居し、又は同居しようとする者が配偶者及び18歳未満の者のみであること。
 - エ 現に同居し、又は同居しようとする者がいないこと。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする者が60歳以上の配偶者のみである者
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする者が60歳以上の配偶者及び18歳未満の者のみである者
- (4) 第5条の2第6号に該当する者
- (5) 第5条の2第3号又は第5条の3第1号アのいずれかに該当する者
- (6) 第5条の2第3号又は第5条の3第1号アのいずれかに該当する者と現に同居し、又は同居しようとする者
- (7) 現に扶養している20歳未満の子と現に同居し、又は同居しようとする寡婦
- (8) 現に扶養している20歳未満の子と現に同居し、又は同居しようとする男子でアからキまでのいずれかに該当する者
 - ア 配偶者と死別し、又は離別した男子であって現に婚姻をしていないもの
 - イ 配偶者の生死が明らかでない男子
 - ウ 配偶者から遺棄されている男子
 - エ 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない男子
 - オ 配偶者が精神又は身体の障害により労働能力を失い、かつ、長期にわたって入院している男子
 - カ 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない男子
 - キ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの
- (9) 現に同居し、又は同居しようとする者が次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 小学校就学の始期に達するまでの者
 - イ 小学校に在学する者
- (10) 4名以上の者と現に同居し、又は同居しようとする者
- (11) 3名以上の18歳未満の者と現に同居し、又は同居しようとする者
- (12) 配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から5年を経過していないもの
 - ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- (13) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（犯

罪等により害を被った日から起算して5年を経過していない者に限る。) でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 犯罪等の影響により収入が著しく減少し、現在居住している住宅に居住し続けることが困難となったと認められる者

イ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難となったと認められる者

(14) 配偶者(婚姻の予約者を含む。以下この号において同じ。)と現に同居し、又は同居しようとする者であつて、当該配偶者及び入居申込者の年齢の合計が70歳以下であり、かつ、その婚姻の届出の日から2年を経過していないもの

(15) 道内の他の市町村から転入しようとし、又は道内の他の市町村から転入する者と同居しようとする者

(16) 道外から移住しようとし、又は道外から移住する者と同居しようとする者

(17) 平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(平成24年法律第48号)第8条第1項に規定する支援対象地域に居住していた者

(18) その他知事が特に居住の安定を図る必要があると認める者

追加〔平成18年規則169号〕、一部改正〔平成20年規則12号・22年17号・24年42号・25年80号・26年37号・27年8号・28年7号・30年23号〕

(入居の手続)

第9条 条例第11条第1項第1号(条例第50条及び第54条において準用する場合を含む。)の請書の様式は、別記第3号様式とする。

2 条例第11条第2項(条例第50条及び第54条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による手続の期間を別に定めることを求める者は、別記第5号様式の申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

3 条例第11条第2項の手続の期間は、30日を超えて定めてはならない。

4 総合振興局長等は、条例第11条第2項の手続の期間を定めたときは、別記第6号様式により通知するものとする。

5 条例第11条第4項(条例第50条及び第54条において準用する場合を含む。)の入居許可書の様式は、別記第7号様式(期限付入居決定の場合にあつては、別記第7号様式の2)とする。

6 条例第11条第5項(条例第50条及び第54条において準用する場合を含む。)の規則で定める期間は、10日(条例第34条第3項の規定により入居させる場合は、30日)とする。

一部改正〔平成18年規則169号・22年45号・令和2年63号〕

(緊急時における連絡先の変更)

第10条 入居者は、緊急時における連絡先を変更しようとするときは、別記第4号様式の届出書を総合振興局長等に提出しなければならない。

一部改正〔平成22年規則45号・令和2年63号〕

(同居の承認)

第11条 条例第12条第1項(条例第50条において準用する場合を含む。以下同じ。)の承認を得ようとする者は、次に掲げる書面を添えて、別記第8号様式の申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

(1) 同居しようとする者の所得を証する書面

(2) 同居しようとする者が入居者の親族であることを証する書面

(3) 同居しようとする者に係る別記第1号様式の2の同意書(知事が別に定める者に係るものを除く。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、総合振興局長等が必要と認める書面

2 総合振興局長等は、条例第12条第1項の承認をしたときは、別記第9号様式により通知するものとする。

一部改正〔平成19年規則117号・22年45号〕

(同居者の異動の届出)

第12条 入居者は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、当該事実を証する書面を添えて、速やかに別記第10号様式の届出書を総合振興局長等に提出しなければならない。

(1) 同居者が死亡し、又は転出したとき。

- (2) 入居者又は同居者が出産したとき。
- (3) 現に入居している道公営住宅の入居の際に同居した親族であって、当該同居後転出したものを再び同居させたとき。

一部改正〔平成19年規則117号・22年45号・27年29号〕

(入居の承継)

第13条 条例第13条第1項(条例第50条において準用する場合を含む。以下同じ。)の承認を得ようとする者は、次に掲げる書面を添えて、別記第11号様式(子育て世帯向け住宅に係る入居の承継の承認の場合にあっては、別記第11号様式の2)の申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

- (1) 入居者が死亡し、又は退去したことを証する書面
- (2) 承認を得ようとする者及び当該承認を得ようとする者と現に同居し、又は同居しようとする親族の所得を証する書面
- (3) 承認を得ようとする者及び当該承認を得ようとする者と現に同居し、又は同居しようとする親族に係る別記第1号様式の2の同意書(知事が別に定める者に係るものを除く。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合振興局長等が必要と認める書面

2 総合振興局長等は、条例第13条第1項の承認をしたときは、別記第12号様式(子育て世帯向け住宅に係る入居の承継の承認の場合にあっては、別記第12号様式の2)により通知するものとする。

一部改正〔平成18年規則169号・19年117号・22年45号〕

(収入の申告等)

第14条 条例第14条第1項(条例第54条において準用する場合を含む。)の規定による収入の申告は、毎年度、10月1日を基準日として、当該基準日の前年の1月1日から12月31日までの間における入居者及び同居者の所得税法(昭和40年法律第33号)第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額の合計に基づき、知事が別に定める書面を添えて、別記第13号様式の申告書を総合振興局長等に提出してしなければならない。

2 条例第14条第2項(条例第54条において準用する場合を含む。)の規定による収入の申告は、知事が別に定める書面を添えて、別記第14号様式の申告書を総合振興局長等に提出してしなければならない。

3 条例第14条第3項(条例第54条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による通知は、別記第15号様式によるものとする。ただし、条例第23条第1項(条例第54条において準用する場合を含む。第27条において同じ。)又は第2項の規定による通知をするときは、この限りでない。

4 条例第14条第3項ただし書(条例第54条において準用する場合を含む。)の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 特別の事情が一時的なもの
- (2) 特別の事情が家賃の減免をすることが適当であると認められるもの

5 条例第14条第4項(条例第54条において準用する場合を含む。以下同じ。)の意見を述べようとする者は、条例第14条第3項の規定による通知のあった日から30日以内に、別記第16号様式の申出書を総合振興局長等に提出しなければならない。

6 条例第14条第4項の規定による通知は、別記第17号様式によるものとする。

一部改正〔平成22年規則45号〕

(家賃の決定方法等)

第15条 条例第15条第2項(条例第54条において準用する場合を含む。)の家賃算定基礎額に乗ずる数値は、次に掲げる数値の合計を1から減じて得た数値とする。

- (1) 次の算式により算出した数値(その数値が-0.3未満の場合にあっては-0.3とし、その数値に小数点以下3位未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。)

$$(1 - (C - A) \div (B - A)) \times 0.15$$

(この式において、A、B及びCは、それぞれ次に定める額とする。)

A 当該道営住宅の所在する市町村の公営住宅の敷地に係る地価(当該敷地が国又は地方公共団体のものであるときは3点以上抽出した当該公営住宅の近隣地の固定資産税評価額(地方税法(昭和25年法律第226号)第381条第1項又は第2項に規定する土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された土地の基準年度の価格をいう。以下同じ。))の平

均を算出する方法その他の方法により当該敷地の1平方メートル当たりの額として適当な額を、当該敷地が借り上げられたもの（国又は地方公共団体から借り上げられたものを除く。）であるときは当該敷地の固定資産税評価額をいう。以下この号において同じ。）のうち最も低額であるもの

B 当該道営住宅の所在する市町村の公営住宅の敷地（当該敷地が都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び商業地域内に所在するものを除く。）に係る地価のうち最も高額であるもの

C 当該道営住宅の敷地に係る地価

(2) 次のアからオまでに掲げる道営住宅の浴室の設置形態に応じ当該アからオまでに掲げる数値

ア 当該道営住宅に浴室があり、かつ、当該浴室に係る給湯設備及び浴槽を道が設置している場合 0

イ 当該道営住宅に浴室があり、かつ、当該浴室に係る給湯設備を道が設置している場合（アに該当する場合を除く。） 0.027

ウ 当該道営住宅に浴室があり、かつ、浴槽を道が設置している場合（ア又はイに該当する場合を除く。） 0.066

エ 当該道営住宅に浴室がある場合（ア、イ又はウに該当する場合を除く。） 0.093

オ 当該道営住宅に浴室がない場合 0.11

(3) 次のア又はイに掲げる道営住宅の便所の機能に応じ当該ア又はイに掲げる数値

ア 当該道営住宅の便所が水洗化されている場合 0

イ 当該道営住宅の便所が水洗化されていない場合 0.04

(4) 次のア又はイに掲げる道営住宅の住棟におけるエレベーターの設置の有無に応じ当該ア又はイに掲げる数値

ア 当該道営住宅の住棟にエレベーターが設置されている場合（当該道営住宅の住棟にエレベーターは設置されていないが、エレベーターが設置されている住棟とすべての階において人が往来できる渡り廊下等が設置されている場合を含む。） -0.011

イ アに掲げる場合に該当しないとき 0

一部改正〔平成17年規則1号・21年5号〕

（家賃等の減免又は徴収の猶予）

第16条 条例第16条（条例第25条第3項、第27条第2項、第28条の3第3項及び第54条において準用する場合を含む。以下同じ。）の家賃又は条例第28条の3第2項の金銭（以下「家賃等」という。）の減免は、家賃等の額から別表第2の左欄に掲げる家賃等の減免の要件の区分に応じ当該右欄に掲げる減免する額を減じてするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2第1号イ、同表第2号（同表第1号イに係る部分に限る。）又は同表第3号（同表第1号イに係る部分に限る。）に該当する場合であって、同項の規定により減免される家賃等（家賃等が4,800円以下であるために同項の適用がない場合にあつては、当該4,800円以下の家賃等）であっても、災害、傷病その他の事情により支払う能力がないと総合振興局長等が認めるときは、家賃等の全額を免除することができる。

3 前2項の規定により行う家賃等の減免の期間については、総合振興局長等がその事情を考慮して定めるものとする。

4 第1項の減免する額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

一部改正〔平成17年規則1号・18年169号・22年45号・25年51号〕

第17条 条例第16条の家賃等の徴収の猶予は、同条第2号又は第3号に該当することにより家賃等の納付期日までに納付することが困難であると認められるときに、6月を超えない期間を定めてするものとする。

一部改正〔平成18年規則169号・30年23号〕

第18条 条例第16条の家賃の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、知事が別に定める書面を添えて、別記第18号様式の申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

2 総合振興局長等は、条例第16条の家賃の減免又は徴収の猶予をしたときは、別記第19号様式により通知するものとする。

一部改正〔平成22年規則45号〕

（家賃等の納付方法等）

第19条 条例第17条第2項（条例第25条第3項、第27条第2項、第28条の3第3項、第46条、第50条、第54条及び第60条において準用する場合を含む。）の規定による家賃等の納付は、総合振興局長等が発する納入通知書又は口座振替の方法によらなければならない。

2 条例第17条第4項（条例第25条第3項、第27条第2項、第46条、第50条、第54条及び第60条において準用する場合を含む。）及び第27条第5項（条例第38条第7項において準用する場合を含む。）の規定による明け渡した日の認定は、別記第20号様式により行うものとする。

一部改正〔平成18年規則169号・22年45号・30年23号〕

（敷金の減免又は徴収の猶予）

第20条 条例第18条第2項（条例第54条において準用する場合を含む。以下同じ。）の敷金の減免は、敷金の額から別表第3の左欄に掲げる敷金の減免の要件の区分に応じ当該右欄に掲げる減免する額を減じてするものとする。

第21条 条例第18条第2項の敷金の徴収の猶予は、次の各号のいずれかに該当するときに、3月を超えない期間を定めてするものとする。

（1）生活保護法の規定による保護を受けている場合で、同法の規定による敷金相当の保護費が敷金の納付期日までに給付されないとき。

（2）条例第18条第2項第2号又は第3号に該当することにより敷金の納付期日までに納付することが困難であると認められるとき。

一部改正〔平成24年規則42号〕

第22条 条例第18条第2項の敷金の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、知事が別に定める書面を添えて、別記第21号様式の申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

2 総合振興局長等は、条例第18条第2項の敷金の減免又は徴収の猶予をしたときは、別記第22号様式により通知するものとする。

一部改正〔平成22年規則45号〕

（敷金の納付方法）

第23条 条例第11条第1項第2号（条例第50条及び第54条において準用する場合を含む。）の規定による敷金の納付は、総合振興局長等が発する納入通知書によらなければならない。

一部改正〔平成22年規則45号〕

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付を受けている場合に係る家賃等の減免並びに敷金の減免及び徴収の猶予の規定の適用）

第23条の2 支援給付を受けている場合においては、支援給付を生活保護法の規定による保護とみなして、第21条第1号、別表第2第1号ア及び別表第3第1号の規定を適用する。

追加〔平成20年規則69号〕、一部改正〔平成24年規則42号・26年70号〕

（道営住宅を住宅以外の用途に併用する場合の手続等）

第24条 総合振興局長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第22条第2項ただし書（条例第46条、第50条、第54条及び第60条において準用する場合を含む。以下同じ。）の承認をしてはならない。

（1）営業（知事が別に定めるものを除く。）を目的とするとき。

（2）他の入居者の居住に支障があると認められるとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、道営住宅等の管理に著しい支障があると認められるとき。

2 条例第22条第2項ただし書の承認を得ようとする者は、別記第23号様式の申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

3 総合振興局長等は、条例第22条第2項ただし書の承認をしたときは、別記第24号様式により通知するものとする。

一部改正〔平成22年規則45号〕

（道営住宅等を模様替する場合等の手続等）

第25条 総合振興局長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第22条第3項ただし書（条例第46条、第50条、第54条及び第60条において準用する場合を含む。以下同じ。）の承認をしてはならない。

（1）居住の用以外の用途を目的とするとき。

（2）他の入居者の居住に支障があると認められるとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、道営住宅等の管理に著しい支障があると認められるとき。

2 条例第22条第3項ただし書の承認を得ようとする者は、別記第25号様式の申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

3 総合振興局長等は、条例第22条第3項ただし書の承認をしたときは、別記第26号様式により通知するものとする。

一部改正〔平成22年規則45号〕

(長期間道営住宅を使用しないときの届出)

第26条 条例第22条第5項(条例第46条、第50条、第54条及び第60条において準用する場合を含む。)の届出は、別記第27号様式の届出書を総合振興局長等に提出してしなければならない。

一部改正〔平成22年規則45号〕

(収入超過者等に対する措置等)

第27条 条例第23条第1項の規定による通知は、別記第28号様式によるものとする。

2 条例第23条第2項の規定による通知は、別記第29号様式によるものとする。

3 条例第23条第3項(条例第54条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、別記第30号様式によるものとする。

4 条例第23条第4項(条例第54条において準用する場合を含む。以下同じ。)の意見を述べようとする者は、条例第23条第1項又は第2項の規定による通知のあった日から30日以内に、別記第31号様式の申出書を総合振興局長等に提出しなければならない。

5 条例第23条第4項の規定による通知は、別記第32号様式によるものとする。

一部改正〔平成22年規則45号〕

(高額所得者に対する明渡請求の期限の延長の届出)

第28条 条例第26条第4項の申出は、別記第33号様式の申請書を総合振興局長等に提出してしなければならない。

一部改正〔平成22年規則45号〕

(高額所得者に対する明渡請求の期限後の金銭)

第29条 条例第27条第3項の規則で定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額とする。

(入居期限の到来通知)

第29条の2 条例第28条の2第1項の通知は、別記第33号様式の2によるものとする。

2 条例第28条の3第1項の通知は、別記第33号様式の3によるものとする。

追加〔平成18年規則169号〕

(入居期限到来後の金銭)

第29条の3 条例第28条の2第2項の規則で定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額とする。

2 条例第28条の3第4項の規則で定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額とする。

追加〔平成18年規則169号〕

(新たに整備される道公営住宅への入居)

第30条 条例第34条第1項(条例第60条において準用する場合を含む。)の規定による申出は、別記第34号様式の申請書を総合振興局長等に提出してしなければならない。

一部改正〔平成22年規則45号〕

(道営住宅の明渡請求後の金銭)

第31条 条例第38条第3項及び第4項(条例第50条及び第53条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規則で定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額とする。

(道営住宅を明け渡すときの届出)

第32条 条例第39条第1項(条例第50条及び第54条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記第35号様式の届出書を総合振興局長等に提出してしなければならない。

一部改正〔平成22年規則45号〕

(社会福祉法人等が使用する場合の使用料)

第33条 条例第42条第1項の規則で定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

(中堅所得者等が使用する場合の家賃)

第34条 条例第49条の規則で定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

(中堅所得者等の収入の申告等)

第35条 条例第47条第1項の規定により道公営住宅を使用している中堅所得者等は、収入が条例第23条第2項の金額を超えていないとき(当該収入が同条第1項の金額を超えているときに限る。)は、別記第36号様式の申告書を総合振興局長等に提出して収入を申告することができる。

2 総合振興局長等は、前項の規定による収入の申告があった場合において、当該中堅所得者等の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、当該収入の申告に基づき、当該中堅所得者等の収入の額を認定することができる。

3 総合振興局長等は、前項の規定により収入の額を認定したときは、別記第37号様式により通知するものとする。

4 第2項の規定により収入の額を認定した場合における条例第49条の規則で定める額は、前条の規定にかかわらず、当該認定に係る期間、第2項の規定により認定した収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。別表第2において「政令」という。)第8条第2項に規定する方法により算出した額とする。

5 中堅所得者等は、第2項の規定による認定に対し、第3項の規定による通知のあった日から30日以内に、別記第38号様式の申出書を総合振興局長等に提出して意見を述べることができる。

6 総合振興局長等は、前項の意見があったときは、当該意見の内容を審査し、当該意見に正当な理由があると認めるときは当該認定を更正し、別記第39号様式により通知するものとする。

一部改正〔平成22年規則45号・24年42号〕

(寡婦住宅の入居者資格)

第35条の2 条例第52条第4号の規則で定める場合は、第5条の3各号のいずれかに該当する場合とする。

追加〔平成24年規則第42号〕

(駐車場の使用の申込み)

第35条の3 条例第57条第1項の規定による使用の申込みをしようとする者は、入居者及び同居者に係る別記第1号様式の2の同意書(知事が別に定める者に係るものを除く。)を総合振興局長等に提出しなければならない。

追加〔平成19年規則117号〕、一部改正〔平成22年規則45号・24年42号〕

(駐車場の使用料)

第36条 条例第58条第1項の規則で定める額は、別表第4のとおりとする。

(道営住宅監理員及び道営住宅管理人)

第37条 条例第61条第2項の道営住宅監理員は、総合振興局及び振興局の道営住宅の管理を所掌する課の課長をもって充てるものとする。

2 条例第61条第3項の道営住宅管理人に対しては、予算の範囲内で別表第5に定めるところにより報償金を支給することができる。

一部改正〔平成22年規則45号〕

(検査に当たる者の証票)

第38条 条例第62条第3項の証票は、別記第40号様式によるものとする。

(敷地の目的外使用)

第39条 条例第64条の規定による許可を受けようとする者は、使用に係る目的、場所、設置物その他必要な事項を記載した申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

一部改正〔平成17年規則128号・22年45号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(北海道公営住宅条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 北海道公営住宅条例施行規則(昭和38年北海道規則第59号)

(2) 北海道寡婦住宅条例施行規則(昭和50年北海道規則第52号)

(経過措置)

3 公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法(昭和26年法律第193号)の規定に基づいて供給された道公営住宅又は共同施設及びこの規則の施行の際現に供給している寡婦住宅については、平成10年3月31日までの間は、第11条から第18条

まで、第20条から第22条まで、第24条から第31条まで、別表第2、別表第3、別記第9号様式から別記第19号様式まで及び別記第21号様式から別記第34号様式までの規定は適用せず、前項の規定による廃止前の北海道公営住宅条例施行規則（以下「旧規則」という。）第11条、第12条、第16条から第25条の2まで、別表第2、別記第3号様式の2及び別記第5号様式から別記第18号様式の2までの規定並びに前項の規定による廃止前の北海道寡婦住宅条例施行規則（以下「寡婦規則」という。）第12条から第14条まで、第16条から第18条まで、別表第2及び別記第5号様式から別記第13号様式までの規定は、なおその効力を有する。

- 4 前項の道公営住宅に係る公営住宅の種類区分については、平成10年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 5 平成10年4月1日以後の道営住宅の家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第3項の規定にかかわらず、平成10年3月31日以前においても、この規則の例によりすることができる。
- 6 平成10年4月1日前に旧規則又は寡婦規則の規定によってした手続その他の行為は、この規則の相当規定によってしたものとみなす。

（家賃の減免の特例）

- 7 平成21年4月1日において現に道公営住宅に入居している者で、同日において条例第36条又は第37条の規定により家賃を減額されているものの道公営住宅の毎月の家賃について、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号。以下「改正政令」という。）による改正後の政令第2条に規定する方法により算出される当該入居者に係る毎月の家賃の額（改正政令附則第3条又は条例第36条若しくは第37条の規定の適用がある場合にあつては、これらの規定による減額後の毎月の家賃の額とする。以下「減額後新家賃額」という。）が改正政令の施行の日前の当該入居者に係る最終の道公営住宅の毎月の家賃の額（条例第36条又は第37条の規定の適用がある場合にあつては、これらの規定による減額後の毎月の家賃の額とする。以下「旧家賃額」という。）を超えるとき（第16条第1項又は第2項の規定により家賃を減免されるときを除く。）は、条例第16条第4号の規定により、減額後新家賃額から家賃増加額（改正政令による改正後の政令第2条に規定する方法により算出される当該入居者に係る毎月の家賃の額（改正政令附則第3条又は条例第36条若しくは第37条の規定の適用がある場合にあつては、これらの規定による減額前の毎月の家賃の額とする。以下「減額前新家賃額」という。）から旧家賃額を控除して得た額をいう。以下同じ。）に次の算式により算出した率（1を超える場合にあつては、1とする。）を乗じて得た額及び旧家賃額を控除して得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。）を減免するものとする。

$$(A - B) \div (11 - C)$$

この式において、A、B及びCは、それぞれ次に定める年数とする。

A 条例第36条に規定する新たに整備された道公営住宅又は条例第37条に規定する新たに入居する道公営住宅（以下これらを「新道営住宅」という。）に入居している年数（1年未満の端数があるときは、これを1年とする。）

B 平成21年3月31日において新道営住宅に入居している年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数とする。）

C 平成21年3月31日において新道営住宅に入居している年数（1年未満の端数があるときは、これを1年とする。）

追加〔平成21年規則5号〕

- 8 平成21年4月1日において現に道公営住宅に入居している者で、同日の翌日から平成26年3月31日までの間において条例第36条又は第37条の規定により家賃を減額されることとなったものの道公営住宅の毎月の家賃について、減額後新家賃額が旧家賃額を超えるとき（第16条第1項又は第2項の規定により家賃を減免されるときを除く。）は、条例第16条第4号の規定により、減額後新家賃額から家賃増加額に次の算式により算出した率（1を超える場合にあつては、1とする。）を乗じて得た額及び旧家賃額を控除して得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。）を減免するものとする。

$$A \div (B + 6)$$

この式において、A及びBは、それぞれ次に定める年数とする。

A 新道営住宅に入居している年数（1年未満の端数があるときは、これを1年とする。）

B 新道営住宅に入居した日から平成26年3月31日までの年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数とする。）

追加〔平成21年規則5号〕

- 9 平成21年4月1日において現に道公営住宅に入居している者の平成21年度から平成26年度までの道公営住宅の毎月の家賃について、減額後新家賃額が旧家賃額を超え、かつ、条例第14条第3項の規定により認定した当該入居者の収入（同条第4項の規定により認定を更正したときは、当該更正後の収入とする。）が次の各号のいずれかに該当するとき（第16条第1項若しくは第2項又は前2項の規定により家賃を減免されるものを除く。）は、条例第16条第4号の規定により、平成21年度にあつては家賃増加額に5分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）から家賃増加額に7分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を控除して得た額を、平成22年度にあつては家賃増加額に5分の2を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）から家賃増加額に7分の2を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を控除して得た額を、平成23年度にあつては家賃増加額に5分の3を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）から家賃増加額に7分の3を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を控除して得た額を、平成24年度にあつては家賃増加額に5分の4を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）から家賃増加額に7分の4を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を控除して得た額を、平成25年度にあつては減額前新家賃額から家賃増加額に7分の5を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）及び旧家賃額を減じて得た額を、平成26年度にあつては減額前新家賃額から家賃増加額に7分の6を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）及び旧家賃額を減じて得た額を減免するものとする。

- (1) 13万9,000円を超え15万3,000円以下
- (2) 15万8,000円を超え17万8,000円以下
- (3) 18万6,000円を超え20万円以下
- (4) 21万4,000円を超え23万8,000円以下
- (5) 25万9,000円を超え26万8,000円以下

追加〔平成21年規則5号〕

- 10 前3項の規定による家賃の減免については、第18条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する申請書の提出を要しないものとする。

追加〔平成21年規則5号〕

- 11 第7項から第9項までの規定による家賃の減免については、第18条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による通知は行わないものとする。

追加〔平成21年規則5号〕

附 則（平成10年1月30日規則第3号）

- 1 この規則は、平成10年2月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成10年3月24日規則第22号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成10年7月31日規則第117号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年8月25日規則第122号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年 9 月 18 日規則第129号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年10月13日規則第134号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年12月 1 日規則第148号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年 1 月 29 日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年 7 月 9 日規則第86号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年 9 月 14 日規則第110号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月28日規則第138号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年 3 月 28 日規則第81号）

1 この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際に現に定める改正前の北海道営住宅条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後、北海道営住宅条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成12年12月26日規則第288号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年 4 月 3 日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年 3 月 29 日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年 4 月 1 日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年 4 月 30 日規則第63号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成15年10月10日規則第113号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月26日規則第132号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 2 月 27 日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 3 月 31 日規則第82号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 1 月 25 日規則第 1 号）

1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の北海道営住宅条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりなされた申請（施行日以後の家賃の減免に係る申請に限る。）は、この規則による改正後の北海道営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により家賃の免除を受けている入居者が、施行日以後も継続して新規則別表第 2 第 1 号イ、同表第 2 号（同表第 1 号イに係る部分に限る。）又は同表第 3 号（同表第 1 号イに係る部分に限る。）に係る家賃の減免を受ける場合にあっては、当該入居者に対する新規則第16条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間においては、新規則別表第 2 第 1 号イ中次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲

げる字句に読み替えるものとする。

施行日から平成18年3月31日まで	3,500円	1,200円
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	3,500円	2,400円

附 則（平成17年3月31日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第104号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中別表第1の1の表道公営住宅の部岩内町の項、北見市の項、美幌町の項、伊達市の項、音更町の項及び釧路市の項、同別表の2の表駐車場の部岩内町の項、北見市の項、美幌町の項、伊達市の項、音更町の項及び釧路市の項並びに同表集会所の部北見市の項及び美幌町の項の改正規定 平成17年10月7日
- (2) 第2条中別表第1の1の表道公営住宅の部苫小牧市の項及び同別表の2の表駐車場の部苫小牧市の項の改正規定 平成17年10月19日
- (3) 第2条中別表第1の1の表道公営住宅の部帯広市の項及び同別表の2の表駐車場の部帯広市の項の改正規定 平成17年10月26日
- (4) 第2条中別表第1の1の表道公営住宅の部北広島市の項の改正規定 平成17年11月4日
- (5) 第2条中別表第1の1の表道公営住宅の部函館市の項及び美唄市の項並びに同別表2の表駐車場の部美唄市の項の改正規定並びに同表集会所の部の改正規定（函館市及び美唄市に係る部分に限る。） 平成17年11月12日
- (6) 第2条中別表第1の1の表道公営住宅の部札幌市の項及び同別表の2の表集会所の部札幌市の項の改正規定 平成17年12月7日

附 則（平成17年10月28日規則第128号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月31日規則第3号）

この規則は、平成18年3月27日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) （前略）第4条中北海道営住宅条例施行規則別表第1の1の表道公営住宅の部及び同別表の2の表駐車場の部の改正規定（上磯町、大野町及び北斗市に係る部分に限る。）、同表集会所の部の改正規定並びに同規則別表第4の改正規定（上磯町、大野町及び北斗市に係る部分に限る。） 平成18年2月1日
- (2) （略）
- (3) （前略）第4条中北海道営住宅条例施行規則別表第1の1の表道公営住宅の部の改正規定（門別町及び日高町に係る部分に限る。） 平成18年3月1日
- (4)・(5) （略）
- (6) （前略）第4条中北海道営住宅条例施行規則別表第1の1の表道公営住宅の部の改正規定（静内町、浦河町及び新ひだか町に係る部分に限る。）、同別表の2の表駐車場の部の改正規定（静内町及び新ひだか町に係る部分に限る。）及び同規則別表第4の改正規定（静内町、浦河町及び新ひだか町に係る部分に限る。） 平成18年3月31日

附 則（平成18年3月31日規則第50号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第66号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の表道公営住宅の部札幌市の項、砂川市の項、稚内市の項、苫小牧市の項、帯広市の項及び音更町の項の改正規定並びに同別表の2の表駐車場の部稚内市の項の改正規定並びに別表第4の表北斗市の部の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則（平成18年12月22日規則第169号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の1の表道公営住宅の部根室市の項、同別表の2の表駐車場の部根室市の項及

び別表第4根室市の部の改正規定 平成18年12月25日

(2) 別表第1の1の表道公営住宅の部砂川市の項及び同別表の2の表駐車場の部砂川市の項の改正規定、同表集会所の部の改正規定(砂川市に係る部分に限る。)並びに別表第4砂川市の部の改正規定 平成19年1月1日

(3) 別表第1の1の表道公営住宅の部岩内町の項、夕張市の項、旭川市の項、網走市の項、幕別町の項及び釧路市の項並びに同別表の2の表駐車場の部岩内町の項、夕張市の項、旭川市の項、網走市の項、幕別町の項及び釧路市の項の改正規定、同表集会所の部の改正規定(旭川市、網走市及び幕別町に係る部分に限る。)、同表高齢者生活相談所の部の改正規定(幕別町に係る部分に限る。)並びに別表第4旭川市の部、網走市の部及び幕別町の部の改正規定 平成19年1月10日

(4) 別表第1の1の表道公営住宅の部の改正規定(札幌市、千歳市、北広島市及び小樽市に係る部分に限る。)、同別表の2の表駐車場の部の改正規定(千歳市及び小樽市に係る部分に限る。)、同表高齢者生活相談所の部の改正規定(千歳市に係る部分に限る。)及び別表第4の改正規定(千歳市及び小樽市に係る部分に限る。) 平成19年2月1日

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道営住宅条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道営住宅条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則(平成19年3月30日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の1の表道公営住宅の部札幌市の項の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月29日規則第70号)

この規則は、平成19年7月2日から施行する。ただし、別表第1の1の表道公営住宅の部千歳市の項及び同別表の2の表駐車場の部千歳市の項の改正規定は、同年8月1日から施行する。

附 則(平成19年12月21日規則第117号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の1の表道公営住宅の部千歳市の項及び同別表の2の表駐車場の部千歳市の項の改正規定 平成20年3月25日

(2) 別表第1の1の表道公営住宅の部室蘭市の項、帯広市の項及び芽室町の項の改正規定 平成20年3月31日

(3) 第8条の2の改正規定並びに別表第4の函館市の部及び帯広市の部の改正規定 平成20年4月1日

附 則(平成20年4月8日規則第67号)

1 この規則は、平成20年6月1日から施行する。ただし、別表第1の1の表の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前の駐車場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成20年4月30日規則第69号)

1 この規則は、平成20年5月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の北海道営住宅条例施行規則の規定によりなされた同日以後の北海道営住宅条例施行規則第16条第1項に規定する家賃等の減免に係る申請は、この規則による改正後の北海道営住宅条例施行規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年7月1日規則第76号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成20年8月29日規則第86号)

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成20年11月18日規則第104号)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の1の表道公営住宅の部北広島市の項及び旭川市の項並びに同別表の2の表駐車場の部北広島市の項及び旭川市の項の改正規定 平成20年12月1日

(2) 別表第1の1の表道公営住宅の部芦別市の項及び深川市の項並びに同別表の2の表駐車場の部芦別市の項、深川市の項及び幕別町の項並びに同表集会所の部芦別市及び深川市の項並びに別表第4芦別市の部、深川市の部及び幕別町の部の改正規定 平成21年1月1日

2 この規則の施行の日前の駐車場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年1月30日規則第5号)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の北海道営住宅条例施行規則の規定によりなされた同日以後の北海道営住宅条例施行規則第16条第1項に規定する家賃等の減免に係る申請は、この規則による改正後の北海道営住宅条例施行規則の規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成21年3月13日規則第13号)

この規則中別表第1の1の表道公営住宅の部札幌市の項及び苫小牧市の項の改正規定は平成21年3月31日から、その他の改正規定は同年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月30日規則第92号)

この規則中別表第1の1の表道公営住宅の部紋別市の項並びに別表第1の2の表駐車場の部紋別市の項及び同表集会所の部紋別市の項並びに別表第4紋別市の部の改正規定は平成21年10月31日から、その他の改正規定は同年11月1日から施行する。

附 則 (平成22年1月8日規則第2号)

この規則中別表第1の1の表道公営住宅の部深川市の項及び別表第1の2の表駐車場の部深川市の項の改正規定は平成22年1月15日から、その他の改正規定は同年2月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月24日規則第17号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則 (平成22年3月31日規則第43号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第45号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則 (平成23年1月28日規則第1号)

この規則中別表第1の1の表道公営住宅の部中標津町の項及び2の表駐車場の部中標津町の項並びに別表第4中標津町の部の改正規定は平成23年2月1日から、その他の改正規定は同年3月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月8日規則第6号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月31日規則第31号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。

(総合振興局長等事務委任規則等の一部改正)

4 次に掲げる規則の規定中「(市の区域に係るものを含む。)」を削る。

(6) 北海道営住宅条例施行規則(平成9年北海道規則第42号)第2条

附 則 (平成23年8月26日規則第57号)

この規則は、平成23年9月1日から施行する。ただし、別表第1の1の表道公営住宅の部網走市の項及び2の表駐車場の部網走市の項並びに別表第4網走市の部の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第42号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の事項の表道公営住宅の部小樽市の項及び別表第1の2の事項の表集会所の部小樽市の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に56歳以上である者に係るこの規則による改正後の北海道営住宅条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第5条の2第1号の規定の適用については、同号中「60歳」とあるのは、「56歳」とする。
- 3 道公営住宅の入居者が施行日前に56歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満の者又は施行日前に56歳以上の者である場合における改正後の規則第5条の3第2号の規定の適用については、同号中「60歳」とあるのは、「56歳」とする。

附 則（平成24年4月27日規則第60号）

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成24年10月5日規則第78号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の1の表道公営住宅の部美唄市の項及び2の表駐車場の部美唄市の項の改正規定
平成24年11月1日
- (2) 別表第1の1の表道公営住宅の部北見市の項並びに2の表駐車場の部北見市の項及び集会所の部北見市の項の改正規定
平成24年12月20日

附 則（平成25年3月29日規則第51号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第16条第2項並びに別表第2第1号イ及びウの改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前にこの規則による改正前の北海道営住宅条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりなされた一部施行日以後の北海道営住宅条例施行規則第16条第1項に規定する家賃等の減免に係る申請は、この規則による改正後の北海道営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定によりなされたものとみなす。
- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に旧規則別表第2第1号イ、第2号（同表第1号イに係る部分に限る。）又は第3号（同表第1号イに係る部分に限る。）に係る家賃等の減免を受けている入居者が、一部施行日以後も継続して新規則別表第2第1号イ、第2号（同表第1号イに係る部分に限る。）又は第3号（同表第1号イに係る部分に限る。）に係る家賃等の減免を受ける場合にあつては、当該入居者に対する一部施行日から平成26年3月31日までの間における新規則第16条第1項の規定の適用については、新規則別表第2第1号イ中「4,800円」とあるのは、「4,200円」とする。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成25年11月29日規則第80号）

この規則は、平成25年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の1の表道公営住宅の部江差町の項及び幕別町の項並びに別表第1の2の表駐車場の部江差町の項及び幕別町の項の改正規定並びに別表第4幕別町の部の改正規定
平成25年12月20日
- (2) 第5条の2第8号及び第8条の2第12号の改正規定
平成26年1月3日

附 則（平成26年3月28日規則第37号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年 8 月26日規則第66号）

この規則は、平成26年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 9 月30日規則第70号）

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 2 月13日規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月24日規則第29号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 2 月 9 日規則第 1 号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 1 日規則第 7 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道営住宅条例施行規則第 5 条の 3（第 7 号に係る部分に限る。）の規定は、この規則の施行の際現に道公営住宅に入居している者については、適用しない。

附 則（平成28年 3 月22日規則第21号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日規則第40号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 2 月 3 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 4 の改正規定は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月24日規則第22号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日規則第23号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日規則第33号）

この規則は、平成31年10月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規程は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月31日規則第63号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に道営住宅に入居している者（次項に規定する者を除く。）は、連帯保証人がいなくなったとき又は連帯保証人がその適正を失ったときは、この規則による改正後の北海道営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）別記第 3 号様式を総合振興局長又は振興局長に提出しなければならない。

3 この規則の施行の際現に道営住宅に入居している者（北海道営住宅条例の一部を改正する条例（令和 2 年北海道条例第 号）による改正前の北海道営住宅条例（平成 9 年北海道条例第11号）第11条第 2 項の規定により同項第 1 号の請書への連帯保証人の連署を必要としないこととされた者に限る。）について緊急時の連絡先等とされている者がいなくなった場合における新規則第10条の規定の適用については、同条中「緊急時における連絡先を変更しようとする」とあるのは、「北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（令和 2 年北海道規則第 号）による改正前の北海道営住宅条例施行規則別記第 4 号様式の北海道営住宅連帯保証人免除申請書に緊急時の連絡先等として記載された者がいなくなった」とする。

附 則（令和 3 年 3 月26日規則第22号）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際現にこの規則による改正前の北海道営住宅条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道営住宅条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

別表第1（第4条関係）

1 道営住宅

名称	位置	戸数
道公営住宅	夕張市	145
	岩見沢市	589
	美唄市	209
	芦別市	84
	赤平市	152
	三笠市	16
	滝川市	283
	砂川市	145
	深川市	114
	南幌町	60
	沼田町	53
	札幌市	5,186
	江別市	1,354
	千歳市	150
	恵庭市	54
	北広島市	1,036
	石狩市	527
	小樽市	1,184
	倶知安町	129
	岩内町	124
	余市町	12
	室蘭市	601
	苫小牧市	818
	登別市	461
	伊達市	214
	浦河町	60
	新ひだか町	77
	函館市	1,708
	北斗市	256
	木古内町	39
	七飯町	126
	江差町	108
	旭川市	1,253
	士別市	60
	名寄市	147
	富良野市	72
	留萌市	316
	苫前町	36
	稚内市	172
	北見市	543
網走市	488	
紋別市	105	
美幌町	84	
斜里町	36	
遠軽町	46	
帯広市	827	

	音更町	64
	幕別町	293
	釧路市	1,001
	釧路町	72
	根室市	185
	中標津町	125

2 共同施設

名称	位置	区画数等
駐車場	夕張市	105
	岩見沢市	417
	美唄市	209
	芦別市	84
	赤平市	94
	三笠市	16
	滝川市	140
	砂川市	145
	深川市	114
	南幌市	60
	沼田町	53
	札幌市	3,850
	江別市	1,366
	千歳市	135
	恵庭市	54
	北広島市	505
	石狩市	532
	小樽市	958
	倶知安町	129
	岩内町	60
	余市町	12
	室蘭市	230
	苫小牧市	525
	登別市	461
	伊達市	214
	浦河町	60
	新ひだか町	77
	函館市	1,505
	北斗市	256
	木古内町	39
	七飯町	83
	江差町	108
	旭川市	507
	士別市	60
	名寄市	123
	富良野市	72
	留萌市	316
	苫前町	36
	稚内市	168
	北見市	460
網走市	485	
紋別市	98	
美幌町	81	

	斜里町	36
	遠軽町	46
	帯広市	779
	音更町	60
	幕別町	293
	釧路市	798
	釧路町	72
	根室市	185
	中標津町	125
集会所	夕張市	3
	岩見沢市	3
	美唄市	2
	芦別市	2
	三笠市	1
	滝川市	1
	砂川市	3
	深川市	1
	南幌町	1
	沼田町	1
	札幌市	22
	江別市	5
	千歳市	1
	北広島市	4
	石狩市	4
	小樽市	8
	岩内町	1
	余市町	1
	室蘭市	1
	苫小牧市	2
	登別市	6
	浦河町	1
	新ひだか町	2
	函館市	13
	北斗市	3
	木古内町	1
	七飯町	1
	江差町	1
	旭川市	9
	士別市	1
	名寄市	2
	留萌市	3
	稚内市	1
	北見市	4
	網走市	4
	紋別市	1
	美幌町	2
	帯広市	6
	音更町	1
	幕別町	2
	釧路市	6
	釧路町	1

	根室市	2
	中標津町	3
管理事務所	札幌市	6
	江別市	1
	北広島市	1
高齢者生活相談所	南幌町	1
	江別市	1
	千歳市	1
	江差町	1
	名寄市	1
	網走市	1
	幕別町	1
	釧路市	1

全部改正〔平成22年規則43号〕、一部改正〔平成23年規則1号・6号・57号・24年42号・78号・25年51号・80号・26年37号・66号・27年29号・28年1号・28年21号・29年22号・30年23号・31年33号・令和2年63号〕

別表第2（第16条関係）

家賃等の減免の要件	減免する額
<p>1 条例第16条第1号に該当する場合で、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 生活保護法の規定による保護を受けているとき。</p> <p>イ 収入の額が13,000円以下のとき（アに該当するとき及び家賃等が4,800円以下のときを除く。）。</p> <p>ウ 収入の額が13,000円を超え71,000円未満のとき（アに該当するとき及び家賃等が4,800円以下のときを除く。）。</p>	<p>家賃等から生活保護法の規定による住宅扶助基準月額を減じた額</p> <p>家賃等から4,800円を減じた額</p> <p>家賃等から次の算式により算出した額を減じた額</p> $4,800 + (\text{家賃等} - 4,800) \times (\text{収入} - 13,000) \div 58,000$
<p>2 条例第16条第2号に該当する場合で、収入から総合振興局長等が療養に要するとして認定した費用額を減じたものを収入とみなした場合に前号イ又はウのいずれかに該当するとき。</p>	<p>前号イ又はウの区分に応じ当該イ又はウに掲げる減免する額</p>
<p>3 条例第16条第3号に該当する場合で、収入から総合振興局長等が認定した損害額を減じたものを収入とみなした場合に第1号イ又はウのいずれかに該当するとき。</p>	<p>第1号イ又はウの区分に応じ当該イ又はウに掲げる減免する額</p>
<p>4 条例第16条第4号に該当する場合で、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 条例第16条第2号又は第3号の場合に該当し、それぞれ前2号の規定により収入とみなしたものの額が71,000円以上のとき。</p> <p>イ 収入が現に認定されている収入より減少したとき（アに該当するときを除く。）</p>	<p>家賃等から前2号の規定により収入とみなしたものに基つき政令第2条又は政令第8条に規定する方法により算出した額を減じた額</p> <p>家賃等から減少後の収入に基つき政令第2条又は政令第8条に規定する方法により算</p>

く。) ウ ア又はイに該当するとき以外のとき。	出した額を減じた額 前3号の場合に準じて総合振興局長等が決定する額
----------------------------	--------------------------------------

注 この表において収入とは、政令第1条第3号に規定する収入をいう。ただし、この表の第4号アの右欄の政令第2条又は政令第8条に規定する方法による算出の基礎となる収入及び同号イの収入以外の収入については、家賃等の減免を受けようとする者に次に掲げる年金又は扶助料（以下この注において「特定支給額」という。）が支給される場合にあっては、当該収入の算出に当たり、所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号の公的年金等の収入金額に特定支給額を含めるものとする。

- 1 国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金及び遺族基礎年金
- 2 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金及び遺族厚生年金
- 3 恩給法第2条第1項に規定する扶助料
- 4 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金
- 5 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償年金、遺族補償年金、障害年金及び遺族年金
一部改正〔平成17年規則1号・18年169号・21年5号・22年45号・24年42号・25年51号〕

別表第3（第20条関係）

敷金の減免の要件	減免する額
1 生活保護法の規定による保護を受けている場合で、同法の規定による敷金相当の保護費が敷金の額に満たないとき。	敷金から当該敷金相当の保護費を減じた額
2 別表第2の左欄に掲げる家賃の減免の要件に該当するとき（同表第1号アに該当するときを除く。）。	敷金から別表第2の左欄に掲げる家賃の減免の要件の区分に応じ当該右欄に掲げる減免する額を家賃から減じた後の額の2倍に相当する額を減じた額

別表第4（第36条関係）

所在地	駐車場の名称	月額使用料
夕張市	宮前光団地駐車場	2,730円
	南清水沢歩団地駐車場	2,730円
	南清水沢実団地駐車場	2,730円
岩見沢市	南利根別団地駐車場	3,060円
	日の出団地駐車場	3,060円
	かえで団地駐車場	3,060円
	第3かえで団地駐車場	3,060円
	中央南団地駐車場	3,060円
	しらかば団地駐車場	2,730円
	わかば中央団地駐車場	3,530円
	美唄市	ゆたかニュータウン団地駐車場
美唄市	コスモス団地駐車場	2,730円
	であえーる中央公園団地駐車場	3,060円
	芦別市	芦別ふれあい団地駐車場
芦別市	であえーる緑幸団地駐車場	2,730円
	赤平市	文京団地駐車場

	豊丘南団地駐車場	2,730円
三笠市	であえーるサントウン岡山団地駐車場	2,730円
滝川市	見晴団地駐車場	2,730円
	滝の川団地駐車場	2,730円
砂川市	すずらん団地駐車場	2,730円
	三砂団地駐車場	2,730円
	三砂ふれあい団地駐車場	2,730円
深川市	緑町中央団地駐車場	3,060円
	であえーる北光中央団地駐車場	3,060円
南幌町	柳陽団地駐車場	2,730円
沼田町	ガーデンタウン沼田団地駐車場	2,730円
札幌市	豊平団地駐車場	6,010円
	白樺団地駐車場	6,440円
	円山団地駐車場	6,440円
	真駒内A団地駐車場	5,650円
	真駒内B団地駐車場	5,650円
	真駒内C団地駐車場	5,650円
	真駒内D団地駐車場	5,650円
	真駒内E団地駐車場	5,650円
	真駒内F団地駐車場	5,650円
	真駒内G団地駐車場	5,650円
	真駒内H団地駐車場	5,650円
	栄町団地駐車場	4,490円
	東苗穂団地駐車場	3,980円
	栄通団地駐車場	4,910円
	苗穂グリーン団地駐車場	4,490円
	琴似八軒団地駐車場	4,910円
	苗穂第2グリーン団地駐車場	4,910円
	発寒団地駐車場	4,490円
	厚別団地駐車場	4,910円
	厚別光陽団地駐車場	4,490円
	山の手団地駐車場	6,440円
	大谷地団地駐車場	4,910円
	豊平公園団地駐車場	6,440円
	季実の里団地駐車場	3,530円
	季実の里B団地駐車場	3,530円
	光星第4団地駐車場	6,440円
	江別市	大麻中町団地駐車場
大麻宮町団地駐車場		3,530円
大麻沢町団地駐車場		3,530円
大麻南樹町団地駐車場		3,530円
大麻西町団地駐車場		4,030円
千歳市	やまとの杜団地駐車場	3,980円
恵庭市	恵み野団地駐車場	3,530円
北広島市	広葉町団地駐車場	3,530円
	泉町団地駐車場	3,530円
	高台町団地駐車場	3,530円
石狩市	花畔団地駐車場	3,060円
	グリーンコート花川団地駐車場	3,060円
	センターコート花川団地駐車場	3,060円
	樽川北団地駐車場	3,060円
小樽市	最上団地駐車場	3,060円

	新光団地駐車場	4,030円
	桜町団地駐車場	2,730円
	塩谷団地駐車場	2,730円
	高島団地駐車場	2,730円
	新光53団地駐車場	3,530円
	オタモイ西団地駐車場	2,730円
	桜東団地駐車場	2,730円
	入船第2団地駐車場	3,530円
	望洋団地駐車場	3,060円
	銭函西団地駐車場	2,730円
	奥沢中央団地駐車場	3,060円
	築港団地駐車場	3,530円
俱知安町	南4条団地駐車場	3,060円
	羊蹄団地駐車場	3,060円
	しらゆき団地駐車場	3,060円
	えぞ富士団地駐車場	3,060円
岩内町	野束団地駐車場	2,730円
	栄夕陽ヶ丘団地駐車場	2,730円
余市町	であえーるまほろば第一団地駐車場	3,060円
室蘭市	祝津団地駐車場	3,060円
	常盤団地駐車場	3,530円
	であえーる中島団地駐車場	3,530円
苫小牧市	弥生団地駐車場	3,530円
	錦岡団地駐車場	2,730円
	大成団地駐車場	3,530円
	寿町団地駐車場	3,530円
	植苗中央団地駐車場	2,730円
登別市	鷺別団地駐車場	3,530円
	登別西団地駐車場	3,060円
	若山団地駐車場	3,530円
	登別東町団地駐車場	2,730円
	桜木団地駐車場	3,060円
	新川団地駐車場	3,060円
	であえーるはまなす団地駐車場	3,060円
伊達市	舟岡団地駐車場	3,530円
	山下団地駐車場	3,060円
	末永中央団地駐車場	3,530円
浦河町	まきば団地駐車場	3,060円
新ひだか町	さくら団地駐車場	3,060円
	御幸町団地駐車場	3,060円
函館市	弥生町団地駐車場	4,490円
	旭岡団地駐車場	3,060円
	駒場町団地駐車場	4,030円
	柳町団地駐車場	4,490円
	大川町団地駐車場	4,030円
	人見町団地駐車場	4,490円
	サニータウンみはら団地駐車場	4,030円
	住吉団地駐車場	3,530円
	宝来団地駐車場	4,030円
	ガーデンヒル旭岡団地駐車場	3,060円
	的場町団地駐車場	4,030円

	高田屋通団地駐車場	4,030円
	田家町団地駐車場	4,490円
	谷地頭町団地駐車場	3,060円
	上湯川B団地駐車場	3,530円
	日吉町団地駐車場	4,030円
	東坂団地駐車場	4,030円
	旭森団地駐車場	4,030円
	船見町団地駐車場	3,060円
	であえーる大森浜団地駐車場	3,980円
	ガーデンヒル旭岡第二団地駐車場	3,060円
	日吉町A団地駐車場	4,030円
	ガーデンヒル旭岡第三団地駐車場	3,060円
北斗市	東浜団地駐車場	3,060円
	七重浜団地駐車場	3,980円
	常盤団地駐車場	3,530円
	本町中央団地駐車場	3,060円
	であえーる新函館北斗駅前団地駐車場	3,530円
木古内町	であえーる駅前団地駐車場	3,060円
七飯町	グリーンヒルななえ団地駐車場	3,060円
	大中山団地駐車場	2,730円
江差町	檜山団地駐車場	3,060円
	円山通り団地駐車場	3,530円
旭川市	春光高台団地駐車場	2,730円
	神楽岡ニュータウン団地駐車場	3,530円
	神居団地駐車場	3,530円
	宮下西団地駐車場	3,980円
	であえーる宮下東団地駐車場	4,490円
士別市	サウスタウン青葉団地駐車場	3,060円
名寄市	サンピラーなよろ団地駐車場	3,060円
	マーガレットヴィラ団地駐車場	3,060円
富良野市	しらかば団地駐車場	3,060円
留萌市	泉団地駐車場	2,730円
	野本団地駐車場	3,060円
	栄町団地駐車場	2,730円
	高砂団地駐車場	3,060円
	野本中央団地駐車場	3,060円
	サンセット留萌団地駐車場	3,060円
苫前町	オリオン団地駐車場	2,730円
稚内市	末広団地駐車場	3,060円
	宝来団地駐車場	2,730円
	であえーる大黒団地駐車場	3,060円
北見市	寿団地駐車場	3,530円
	小泉団地駐車場	3,060円
	高栄団地駐車場	3,060円
	美山第2団地駐車場	3,060円
	サンシティーきたみ団地駐車場	3,060円
	サンライズ北2条団地駐車場	3,530円
	であえーる常盤団地駐車場	3,530円
網走市	大曲団地駐車場	3,060円
	つくしヶ丘3丁目団地駐車場	3,060円
	グリーントウンリバーサイド団地駐車場	3,060円
	サンリッチヴィラ団地駐車場	3,060円

	中央公園団地駐車場	4,030円
	サンガーデン鉄南団地駐車場	3,060円
	サンリッチヴィラ2団地駐車場	3,060円
紋別市	学園第2団地駐車場	2,730円
	学園第3団地駐車場	2,730円
	であえーる幸団地駐車場	3,060円
美幌町	鳥里団地駐車場	2,730円
	新町団地駐車場	3,060円
斜里町	かえで西団地駐車場	3,060円
遠軽町	中央団地駐車場	3,060円
帯広市	緑西団地駐車場	3,530円
	大空2団地駐車場	3,060円
	公園東町団地駐車場	3,530円
	西帯広団地駐車場	3,060円
	緑ヶ丘団地駐車場	3,530円
	新緑団地駐車場	4,030円
	新緑第2団地駐車場	3,060円
	中央団地駐車場	3,530円
	大空団地駐車場	3,060円
	柏林台中央団地駐車場	3,530円
音更町	共栄台団地駐車場	3,530円
幕別町	若草団地駐車場	3,060円
	とち野団地駐車場	3,060円
	あかしや南団地駐車場	3,060円
	あおば団地駐車場	2,730円
釧路市	千歳団地駐車場	3,060円
	新緑ヶ岡団地駐車場	3,060円
	曙団地駐車場	3,060円
	愛国団地駐車場	3,530円
	住之江団地駐車場	3,060円
	若竹団地駐車場	3,530円
	白樺団地駐車場	2,730円
	クレインヴィラ団地駐車場	3,060円
	ことぶき団地駐車場	3,530円
	川北団地駐車場	3,060円
	であえーる幸団地駐車場	4,030円
釧路町	睦団地駐車場	3,530円
根室市	花咲団地駐車場	3,060円
	パークタウン明治団地駐車場	3,060円
	であえーる明治団地駐車場	3,060円
中標津町	白樺団地駐車場	3,060円
	泉中央団地駐車場	3,060円
	さかえ団地駐車場	3,060円

全部改正〔平成22年規則43号〕、一部改正〔平成23年規則1号・6号・57号・24年42号・60号・78号・25年51号・80号・26年37号・66号・27年29号・28年1号・28年21号・29年5号・29年22号・30年23号・31年33号・令和2年63号〕

別表第5（第37条関係）

支給区分		支給月額
担当する道営住宅の	担当戸数が1戸から15戸まで	3,000円

戸数	担当戸数が16戸から25戸まで	3,500円
	担当戸数が26戸から35戸まで	4,000円
	担当戸数が36戸から45戸まで	4,500円
	担当戸数が46戸以上	5,000円
エレベーターの管理を担当する場合		担当する道営住宅の戸数に応じた支給月額に1,000円を加算した額

別記第1号様式（第6条関係）

）

（略）

別記第40号様式（第38条関係）